

江戸時代の相対^{あいたすまじらしい}済令が、武士などを救済する

ために借金を無効にする法令ではなく、利息附・無担保の借金は幕府に訴えても裁判しないという法令であることはあまり知られていない。つまり、相手を信頼して貸した金は当人同士で話し合って解決し、御上を煩わすなどというのである。しかし、当時は武士や僧侶までもが商人などから金を借り、寺院が庶民に金を貸す時代で、これが返せず社会問題に発展することもあった。その場合でも、すぐに幕府が出てくるとは限らず、例えば僧侶が借金した事件は、まず本寺などに訴えて宗派内での調整を待つことがあったようである。村内の事件には、村役人や経験豊かな長老が関わった。それでも解決しない時にはじめて幕府の裁判を願うことになったのだが、幕府は厳しい条件を作って、土地を担保にした借金や利息を取らない借金に限って裁判したり、内済（和解）を勧告したりした。今日では国家の法的保護を求めることは当然であるが、当時は二重三重の規制があったのである。もっとも、封建時代のことであり、法の目的もい

借金の始末—江戸時代の法の階層構造—

小島信泰

ま一つ理解できない場合もあるが、この時代なりに人々の信頼関係が重んじられて契約が履行されたことや、宗派や村といった中間的な権力集団が独自の問題解決を試みて社会の秩序が保たれていた事実には学ぶべき点があろう。また、この時代を知れば、今に通じる日本人の訴訟観を歴史的に理解することができるかもしれない。

いづれにせよ、こうした視点で江戸時代を見ることがあまりなされてこなかったので、人々の信頼関係、中間的な権力集団の掟、幕府や藩の法といったこれら三者の関係についてはまだわからないことが多い。とくに中間的な権力集団の掟については、村法や寺法に関する研究がようやくはじめられている程度で、まだ幕府や藩の法の陰に隠れてその全体像が見えてこない。私はこれまで宗派・寺院の寺法や構造を研究してきたが、今後は宗派・寺院と個々の僧侶や門前の庶民との関係および、宗派・寺院と幕府や藩との関係に注目して、以上の問題にアプローチしてみようと思う。

（こじま のぶやす／東洋哲学研究所委嘱研究員